

## 別紙 1

### 長浜市移住就業支援事業補助金交付申請に関する誓約事項

1 長浜市移住就業支援事業に関する報告及び立入調査について、長浜市から求められた場合には、これに応じます。

2 以下の場合には、滋賀県移住支援事業補助金交付要綱及び長浜市移住就業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

#### (1) 全額

ア 補助金交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

イ 補助金交付申請日から起算して3年未満に長浜市以外の市区町村に転出した場合

ウ 補助金交付申請日から起算して1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

#### (2) 半額

補助金交付申請日から起算して3年以上5年以内に長浜市以外の市区町村に転出した場合

## 別紙 2

### 長浜市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱い

長浜市は、長浜市移住就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また当該個人情報は、滋賀県への実施状況及び実績の報告等のために提供されるほか、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等 のために、国、他の都道府県、他の市町村への提供又は確認が行われている場合があります。